明るい新年

みんなで迎える

無災害



あたりまえの「行ってきます」と あたりまえの「ただいま」 どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない だから私たちは、危なさと向きあう

その先の新年へ



運動期間: 2025年12月1日~31日



労働者の皆さま・基本動作は守られていますか?

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか?

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか?
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか?
- 作業手順を決めていますか?臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか?
- 階段に手すりを設置していますか?
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
 - どのボタンで止めるのか教育していますか?
 - 誰をどのように呼ぶか決めていますか?
 - どのように待つか決めていますか?
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか?
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか?

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局・労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱します。

